

架空請求に注意喚起を！

最近「法務局認定法人 民事訴訟通達管理事務局」という名称を使い『民事訴訟最終通達書』という架空請求のハガキを送りつけてきています。

これらの架空請求は、「振り込め詐欺」と同様にお金をだまし取る詐欺行為ですので、決して連絡せず、無視することが大切です。

連絡すればあなたの電話番号を相手に知らせることになります。

【 架空請求の対処法 】

- ① 無視して連絡しないこと。
- ② 絶対に支払わないこと。
- ③ 個人情報には教えないこと。
- ④ 脅かされて不安な場合は、「警察」、「消費生活センター」及び「学生何でも相談室」に相談して下さい。

民事訴訟最終通達書

訴訟番号 平成18年(ホ)第3号11245

下記請求事件について告知人は、被告知人に対して、訴訟を告知する。

第1 告知の理由

1. 訴訟における原告の主張の要旨は消費料金未納である。
2. よって、原告が当該訴訟において敗訴するときは被告知人に対し損害賠償の請求をすることができると考えるので民事訴訟法により上記訴訟を告知する次第である。

第2 訴訟の程度

上記訴訟において、原告は、平成18年11月10日新状の送達を受け、かつ平成18年12月22日、午前10時の第1回口頭弁論期日の呼び出しを受けている。

第3 訴訟取り下げ

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。
このままご連絡なき場合、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て特別送達による出廷命令が送付されます。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。
以上をもちまして最終通告とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 **平成18年11月29日**

〒100-0011
東京都千代田区 [REDACTED]

法務局認定法人 **民事訴訟通達管理事務局**

(管理課) 0120 [REDACTED]

電話受付時間 9:00~18:00
(土・日・祝祭日を除く)